

○ 委員長報告

6月定例会本会議で報告された総務企画委員長報告は、以下のとおりです。

令和6年6月定例会

総務企画委員長報告

報告いたします。

当委員会に付託されました議案の審査結果は、お手元に配付されております委員会審査報告書のとおりでありまして、いずれも原案のとおり可決決定されました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

まず第1点は、県・市町連携施策検討促進事業についてであります。

このことについて一部の委員から、本事業の具体的な内容はどうか。また、本事業を実施することで、どのような効果が期待されるのかとただしたのであります。

これに対し理事者から、本事業は、地域の重要課題について、複数分野の将来推計データを県・市町が協働して作成し、その結果を公開するシステムを構築するもので、具体的には、県・市町でワーキンググループを立ち上げ、地域課題解決に向けて各市町が必要とするデータの検討や推計結果の活用方策の協議、作成する将来推計データの選定や表示形式の検討等を行い、その結果を踏まえて、視認性に優れた表示システムを構築し、県のホームページで公開するものである。

本事業の効果としては、20市町共通のデータが見える化することで、課題を共有し、連携施策を検討する際の議論の材料として活用できる旨の答弁がありました。

第2点は、愛媛県県税賦課徴収条例の改正についてであります。

このことについて一部の委員から、本条例の改正趣旨はどうか。また、中小企業への影響はどうかとただしたのであります。

これに対し理事者から、今回の条例改正は、法人事業税の外形標準課税が適用される対象法人の見直し等を行うもので、資本金を資本剰余金へ振り替える減資や、子会社の資本金を1億円以下に設定することなどにより「外形逃れ」と呼ばれる事例の発生が指摘されていることから、これまで対象外となっていた「実質的に大規模な法人」を対象にするための制度的な見直しを行ったものである。

今回の見直しでは、税負担の公平性や企業行動への中立性等の観点に加え、地域経済への影響を必要最小限とする制度設計になっており、平均的な中堅企

業が対象外となるよう設定されていることから、中小企業には影響が及ばないものと考えている旨の答弁がありました。

第3点は、ふるさと納税についてであります。

このことについて一部の委員から、昨年度のふるさと納税の寄附額が過去最多となった要因と課題はどうか。また企業版ふるさと納税の現状はどうかとただしたのであります。

これに対し理事者から、昨年度の個人の寄附額は1億2千万円を超え過去最多となったが、主な要因には、返礼品のうち首都圏等の有名飲食店で愛媛の料理に使用できる食事券や柑橘が人気であったほか、県内宿泊クーポンを導入したことが挙げられる。課題は、リピーターや新規寄附者の獲得であり、既存返礼品のブラッシュアップや新たな返礼品の開拓にも取り組みたい。

また、企業版ふるさと納税については、平成28年度の制度開始以来、これまでに合計1億1,770万円の寄附があり、受け入れた寄附金は企業からの希望に基づき、人口減少対策や人材育成、観光などの事業に活用している旨の答弁がありました。

このほか、

- ・人材育成と風通しのよい職場づくり
- ・総務系事務改革の取組状況
- ・物流の2024年問題
- ・近隣県との知事会議の開催状況
- ・低床式路面電車の整備

などについても、論議があったことを付言いたします。

最後に、請願について申し上げます。

当委員会に付託されました請願1件については、願意を満たすことができないとして、不採択と決定いたしました。

以上で報告を終わります。